別記様式６

入札説明書交付依頼書兼機密保持誓約書

岐阜県知事

　　古田　肇　様

令和 年 月 日

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）

所在地(住所)

商号又は名称

氏名 　 印

甲は、岐阜県に対し、「岐阜情報スーパーハイウェイ」ネットワーク・伝送路運用保守委託業務の入札（以下、「本目的」という。）説明書等の受領にあたり、次のことを誓約します。

記

１ 本目的における機密情報とは、岐阜県が本目的を遂行する上で必要があると認め、開示

する全ての情報及び甲が本目的の作業上知り得た岐阜県の情報セキュリティに関係する情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではない。

(1) 岐阜県から取得した時点で、既に公知であるもの

(2) 岐阜県から取得後、甲の責めによらず公知となったもの

(3) 法令等に基づき開示されるもの

(4) 岐阜県から秘密でないと指定されたもの

(5) 第三者へ開示すること又は本業務以外の目的で利用することにつき、事前に岐阜県に協議の上、承認を得たもの

２ 前項の機密情報には、機密情報を含む可能性のある全ての有形資料及び電子情報のう

ち、次の各号に該当するものを含むものとする。

(1) 岐阜県が提供した一切の資料

(2) 前号の複製・要約・その他二次的資料

(3) 電子メール、FAX 及び郵便物などの資料

(4) 明確に「機密」である旨を表記した上で口頭により甲へ開示された情報のうち、

当該開示後１４日以内にその内容が書面により甲へ通知されたもの

３ 甲は、本目的を遂行する上で知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、岐阜県から

開示された機密情報を開示し、又は漏えいしてはならない。

４ 甲は、岐阜県から開示された機密情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

５ 甲は、岐阜県から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に岐阜県の承

諾を受けるものとする。

６ 甲は、本目的を遂行する上で知り得る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する

場合は、事前に岐阜県の承諾を得た上で、第三者に開示するものとする。

７ 甲は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同様の機密保持誓約を

させるものとする。

８ 甲は、本目的を遂行する上で、全ての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の

権利を侵害しないよう適切な措置をとるものとする。

９ 前項の場合、第三者により岐阜県に対して著作権、特許権及びその他の権利侵害を理由

として請求があった場合には、甲の自己の責任及び費用でこれを解決する。

10 本誓約６で定める第三者が本誓約に違反した場合には、甲は第三者と連帯して、岐阜県

に対して責任を負うものとする。

11 甲は、岐阜県により請求された場合又は本目的が終了した場合には、機密情報に関する

一切の書類、資料及びその複製品を速やかに岐阜県に返却するものとする。

12 甲は、本目的を遂行する上で機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び本誓約

６で定める第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとする。

13 甲又は本誓約６で定める第三者が、本誓約のいずれかの規定に違反した場合又は岐阜県

の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、甲は、岐阜県に直接生じた通常の

損害に対して、賠償の責めを負うものとする。

以上